

令和4年度 労災・自賠責医療学術講演会 次第

日時 令和4年10月28日(金)14時～
会場 東京都医師会館 2階「講堂」
主催 東京労働保険医療協会
後援 公益社団法人 東京都医師会

(開場 13:30)

14:00 開会 司会 東京労働保険医療協会 理事 饗庭 三代治
14:00～14:05 挨拶 東京労働保険医療協会 会長 尾崎 治夫
14:05～15:35 講演Ⅰ (質疑応答含む)

交通事故診療における実務上の問題点

(取得単位(申請中):日本医師会生涯教育制度 1.5単位 (CC:6 [医療制度と法律]))
ひびき綜合法律事務所
弁護士 羽成 守

自動車事故による診療は、傷害の緊急性、多発性から始まり、加害者および損害保険会社が介在することによる治療費の負担者、支払方法の問題などが発生する。

近年では、被害者自身の保険(人身傷害保険)も増加したため、そこに健保利用の問題も派生するなど医療機関の負担は大きい。

医療機関が治療に専念できるよう、これらの問題の意味、解決方法等につき説明する。

15:40～16:10 講演Ⅱ (質疑応答含む)

労災診療費の請求上の留意点について

(取得単位(申請中):日本医師会生涯教育制度 0.5単位 (CC:6 [医療制度と法律]))
東京労働保険医療協会
監事 子田 純夫

労災保険は、業務・通勤に起因する災害により傷病を負った労働者を保護するための保険である。治療にかかる診療費には独自の算定基準が設けられ、労災診療の特殊性や傷病の複雑さを加味した多くの独自項目(初診料、再診料、四肢加算等)が存在する。

今回は請求事務を行なう上での留意点について、実際の請求事例を参考に、算定忘れや誤りの多い項目を中心に説明を行なう。

16:10 閉会